

申告は3月17日(月)までに

最新情報は市ホームページをご覧ください。

所得税の確定申告、市民税・県民税の申告が始まります

問 所得税の確定申告について 刈谷税務署 (☎ 21-6211)
市民税・県民税の申告について 税務課 市民税係 (☎ 95-0116)

今年の申告のポイント

- ・市役所会場は、**事前に「電話予約」または「インターネット予約」**が必要です。
※市役所で行う税理士相談(2月17日(月)～21日(金))についても事前の電話予約またはインターネット予約が必要です。
- ・2月3日(月)～3月17日(月)に税務署で申告する場合は「**入場整理券**」が必要です。
入場整理券は①当日配布、②LINEアプリ(2月17日(月)から利用可能)で取得できます。
- ・自宅から申告する場合は「**e-Tax**」をご利用ください。

◆ 持ち物

対象者		必要なもの
全員必須		「申告する人の本人確認書類」、「マイナンバーがわかるもの」(運転免許証・マイナンバーカードなど) ※マイナンバーがわからないときは、申告会場でお知らせください。
所得税の還付申告をしたい人		還付を受ける本人名義の口座が確認できるもの(通帳など) ※口座の届印や認印などの印鑑類は、申告時不要です。
収入	給与や年金の収入がある人	令和6年分源泉徴収票 ※公的年金の源泉徴収票は1月下旬頃に日本年金機構などの支払者から郵送されます。年金支給月に送付される振込額のお知らせや、改定額の通知ハガキでは申告は作成できません。 ※2月中旬(予定)以降、公的年金の源泉徴収票のデータをマイナポータルでダウンロードしてe-Taxで申告できます。
	報酬や謝礼、個人年金などを 受け取った人	支払調書、シルバー人材センター配分金支払証明書、特定口座取引明細書などの証明書類 ※一般口座で株等の取引をしたときの申告は、税務署またはe-Taxで申告してください。
	その他収入がある人	収入金額および必要経費が分かる書類(収支内訳書など)
控除	社会保険料、生命保険料、 地震保険料を支払った人	払込証明書、控除証明書、領収書 ※市役所へ令和6年中に納付(国民健康保険税など)した分は、1月下旬頃に控除額を記載したハガキを郵送します(ハガキが届いた人全員が必ず申告しなければならないものではありません)。
	医療費控除を受けたい人	医療費控除の明細書、医療費通知、おむつ使用証明書など ※医療費通知は健康保険(共済)組合より送付されますが、通知にない医療費を控除したいときは明細書を作成してください。2月中旬(予定)以降は、1年分の医療費通知をマイナポータルでダウンロードしてe-Tax上で申告できます。 ※領収書だけでは申告は受けられません。必ず申告会場に行く前に明細書を作成してください(会場では作成できません)。明細書の様式は国税庁ホームページでダウンロードできるほか、市役所1階に用意しています。自身で作成するときは、明細書様式に記載している中身(医療機関・個人ごとの1年分の支払った額の合計と健康保険などの補てん額)が必要です。 ※おむつ使用証明書については、各医療機関へお尋ねください。
	ふるさと納税などの寄付金を 支払った人	寄付金の領収書・証明書 ※確定申告や市県民税申告を行うとワンストップ特例申請は無効になりますので、申告をする人は寄付金の申告を忘れずにしてください。
	障害者手帳などがある人	障害者手帳、障害者控除対象者認定書など ※障害者控除対象者認定書は、1月下旬頃に市役所から送付します。
全員 (あればお持ちください)		利用者識別番号 ※税務署から1月下旬頃に発送予定のお知らせハガキに記載されていますが、ハガキに記載がない、わからないときは申告会場で番号を用意できます。

【持ち物や申告書に関する留意点】

- ・市役所会場や出張申告会場で申告を受ける人は申告書を会場で用意しますので、事前に準備する必要はありません。ただし、申告時に医療費控除の明細書が必要な人は事前に作成してください。
- ・手書きやパソコンで作成した申告書の中身(検算や確認など)に関する問合せは各会場では行っていません。
- ・市役所・市内出張会場で行う申告、市役所で行う税理士無料相談の対象は、令和7年度の市民税・県民税が市で課税対象となる令和7年1月1日時点で知立に住んでいた(住民登録があった)人です。



自宅から申告できる「e-Tax(国税電子申告納税システム)」をご利用ください



◀確定申告書
作成コーナー



◀動画で見る
確定申告



◀チャットボット(ふたば)
※ AIを活用してよくある質問
にお答えします。

国税相談専用ダイヤル

☎0570-00-5901(ナビダイヤル全国一律通話料金)

【受付時間】 月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時

※受付時間は、時期により延長する場合があります。国税庁ホームページで最新の情報を確認してください。

◆ 刈谷税務署 確定申告会場等について【要入場整理券】

時 2月17日(月)～3月17日(月) 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

※3月2日(日)は開設します。

所 刈谷税務署(刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎内)

▼留意点

- ・「入場整理券」が相談可能人員に達した時点で受付を終了します。
- ・公的年金を受給している人、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除等の還付申告手続きを行う人は、2月17日(月)以前(土・日曜日、祝日を除く)であっても、申告会場を設けています。
- ・1月6日(月)～31日(金)の申告相談は、電話での事前予約制です。2月3日(月)以降は「入場整理券」が必要です。

▼車の利用について

駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。

※1月6日(月)～3月17日(月)は臨時駐車場(市営神田駐車場)を用意していますので、利用時は駐車券を申告会場へお持ちください。一部補助します。

▼入場整理券について

会場内に入場できる人数を入場整理券で指定された時間に制限します。「入場整理券」は、当日刈谷税務署で配布します。なお、入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

また、国税庁のLINE公式アカウントから事前発行を行います。

詳細は国税庁ホームページまたは国税庁公式アカウントでご確認ください。



▲国税庁 LINE
アカウント

◆ 出張申告会場 確定申告会場等について【先着順・電話予約不要】

【会場・日時等】・出張申告について各会場へのお問合せはご遠慮ください。

日付	場所	日付	場所
1月27日(月)	福祉の里八ツ田3階 さくら・うめ	1月29日(水)	文化会館(パティオ池鯉鮒)2階 講義室
1月28日(火)	知立文化広場 展示ホール	1月30日(木)	西丘コミュニティセンター

▼入場整理券配布時間 午前9時45分～正午

持 4ページをご確認ください。

▼注意事項

- ・出張申告会場には、当日配布する入場整理券で指定された時間のみ入場できます。入場整理券の配布状況によっては、午後や別日の出張申告会場をご案内することがあります。
- ・出張申告期間中は、担当職員が各会場へ出向き不在となるため、市役所での申告相談はできません。



◆ 市役所会場 確定申告会場等について【要 事前電話予約・事前インターネット予約】

事前予約がない人は市役所会場での申告受付ができません。必ず次のとおりコールセンターまたは申請フォームから予約してください。

▼予約方法

- ・知立市確定申告予約専用コールセンター(2月3日(月)午前9時から)
☎0566-95-0028(受付時間:月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時)
- ・知立市確定申告予約申請フォーム(2月3日(月)午前9時から)
右の二次元コードから申請してください。



▲知立市確定申告
予約申請フォーム

▼受付開始日について

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| 【2月分】 申告受付(来庁)日 | 2月17日(月)～28日(金)(土・日曜日、祝日を除く) |
| 電話およびインターネット予約受付開始日 | 2月 3日(月) 午前9時から |
| 【3月分】 申告受付(来庁)日 | 3月 3日(月)～17日(月)(土・日曜日を除く) |
| 電話およびインターネット予約受付開始日 | 2月14日(金) 午前9時から |

※予約する時間帯は、「午前(9時～11時40分)」、「午後(13時～14時40分)」をお選びいただけます。

▼その他留意事項

- ・希望する申告受付日の前日までに予約してください。ただし、先着順のため予定数に達し次第終了します。また、2月2日(日)以前はコールセンターおよび申請フォームにつながりません。
- ・お電話は原則本人からおかけください。
- ・申告会場で受付番号をお伺いしますので、忘れずにお控えください。
- ・当日の申告場所やキャンセル方法などは予約時にお伝えします。また、当日必要なものは4ページをご覧ください。必要書類がそろわない場合は申告受付ができません。
- ・予約した日時を過ぎても会場にお越しにならない場合はキャンセル扱いとなります。改めて別日で予約してください。

▼次のいずれかにあてはまる収入(所得)や控除等がある人は、原則、税務署またはe-Taxで申告してください。

- ①退職 ②営業 ③農業 ④不動産 ⑤譲渡(株や土地の売却)
- ⑥暗号資産がある人や副業の申告方法がわからない人
- ⑦株や債券を一般口座で管理している人で申告が必要な人
- ⑧過去(令和6年分以外)の収入や控除に関する申告をしたい人
- ⑨住宅ローン控除がある人で初めて申告する人(源泉徴収票にあるもの以外の住宅ローンに関する申告)
- ⑩国外扶養がある、または通訳が必要な人



◆ 税理士による無料税務相談所

時 2月17日(月)～21日(金) 午前9時30分～午後4時 ※コールセンターでの事前予約が必要です。

所 市役所3階 第1会議室 **対** 次の条件に該当する人

- ① 令和5年分の所得金額(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額)が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者(年金受給者を除く。)
- ② ①の人で消費税および地方消費税の課税事業者である場合には、令和4年分の課税売上高が3,000万円以下の人
- ③ 給与所得者または年金受給者

▼その他

次の人は、無料税務相談所を利用できません。

- ・給与所得者および年金受給者のうち、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人
- ・初めて消費税および地方消費税の申告をする人のうち、申告書の作成に時間を要する場合
- ・65万円および55万円の青色申告特別控除を受けようとする人
- ・譲渡所得(土地、建物および株式等の売却)、山林所得または贈与税の申告をする人

◆ 手書き用の申告書および書面提出について

e-Taxの普及により、税務署や市役所にある手書き用の申告書などの部数が大幅に減少する見込みです。手書き用の確定申告書等が必要な人へは郵送しますので、確定申告電話相談センター(刈谷税務署へ電話し、自動音声に従い「センター」を選んでください)へご連絡ください。市民税・県民税の申告書は市役所で配布しています。

確定申告書等を書面で提出する人は、郵送または市役所の投函箱へ提出してください。

▼市役所の投函箱設置期間 1月27日(月)～3月17日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

▼設置場所 市役所1階 税務課窓口前

▼郵送先 〒448-8522(住所不要)名古屋国税局業務センター刈谷分室

国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です

口座振替の手続きは、刈谷年金事務所、金融機関、または市役所国保医療課窓口で受け付けています。

また、「ねんきんネット」よりオンラインで手続きすることも可能です。

持 基礎年金番号のわかるもの、預貯金通帳および届出印

▼提出期限

・4月末振替の「2年前納」、「1年前納」、「6か月前納(令和7年4～9月分)」: 2月末日(年金事務所必着)

※市役所国保医療課窓口へ提出する場合は、2月21日(金)まで

※年度途中の申請でも初回振替月から年度末または翌年度末まで前納することが可能です。

・当月末振替(早割)、翌月末振替: 随時受付

▼注意事項

・令和7年1月から様式が変更されます。現行の申出書を使用する場合は、12月27日(金)までに日本年金機構必着で手続きをお願いします(市役所国保医療課窓口へ提出する場合は12月20日(金)まで)。令和7年1月以降に現行の申出書により申出があった場合は、申出書をお返しする場合があります。

・申込み用紙に不備があり、申込み期日以降に再提出された場合は、前納が遅れてしまいますので、余裕をもって手続きをお願いします。

・月末が休日の場合は、翌営業日が振替日になります。

・詳細は日本年金機構ホームページをご確認ください。

問 国保医療課 国保年金係(☎95-0123)

刈谷年金事務所(☎21-2110)



▲日本年金機構
ホームページ

【参考】 令和6年度口座振替納付・現金納付比較

1か月保険料 令和6年度 16,980円
(令和7年度 17,510円)

	口座振替
2年前納	397,290円(16,590円割引)
1年前納	199,490円(4,270円割引)
6か月前納	100,720円(1,160円割引)
当月末振替(早割)	16,920円(60円割引)
翌月末振替	16,980円(割引なし)

